

公務災害・通勤災害 認定・補償の状況
(平成29年度)

平成31年3月

地方公務員災害補償基金広島県支部

目 次

1	支部の概要	1
2	公務災害・通勤災害に係る認定請求の状況	1
3	公務災害の認定状況	2
4	通勤災害の認定状況	5
5	公務災害・通勤災害に係る災害補償費等の状況	6
6	負担金の状況	9
7	審査請求の状況	11
	付表1 公務災害 団体別・職種別認定件数（平成29年度）	12
	付表2 通勤災害 団体別・職種別認定件数（平成29年度）	12
	【凡 例】	13

1 支部の概要

平成29年度末における広島県支部の対象団体は37団体、対象職員は46,498人となっている。
広島市教育委員会の県費負担教職員に係る認定事務が広島市支部に移管されたこと等により、当支部の対象職員は平成28年度に比べ5,677人の減となった。

第1表 団体別対象職員数

(単位：団体、人)

対象団体	平成28年度		平成29年度		前年度との比較
	団体数	対象職員数	団体数	対象職員数	対象職員数
県	1	32,994	1	27,265	△5,729
市	13	15,515	13	15,553	38
町	9	1,853	9	1,873	20
一部事務組合	14	1,813	14	1,807	△6
合計	37	52,175	37	46,498	△5,677

※ 確定負担金の対象職員数による。(第2表も同じ。)

第2表 職種別対象職員数

(単位：人)

職種	平成28年度対象職員数	平成29年度対象職員数	前年度との比較
義務教育学校職員	16,451	10,832	△5,619
その他教育職員	7,023	6,898	△125
警察職員	5,676	5,699	23
消防職員	2,306	2,309	3
電気、ガス、水道事業職員	1,003	984	△19
運輸事業職員	0	0	
清掃事業職員	482	470	△12
船員	9	9	
その他の職員	19,225	19,297	72
合計	52,175	46,498	△5,677

2 公務災害・通勤災害に係る認定請求の状況

① 公務災害

平成29年度に受理した公務災害の認定請求件数は399件で、前年度より42件減少した。

また、公務上の災害として認定された件数は379件であり、前年度に比べて65件の減少となっている。

第3表 公務災害受理件数及び処理状況

(単位：件)

年度	前年度からの繰越 (A)	受理件数 (B)	計 (A+B)	処理状況 (認定件数)		取下げ	翌年度への繰越
				公務上	公務外		
25	32	441	473	413	2	3	55
26	54	447	501	454	3	11	33
27	33	414	447	384	16	3	44
28	45	441	486	444	9	5	28
29	23	399	422	379	10	5	28

② 通勤災害

平成29年度に受理した通勤災害の認定請求件数は52件で、前年度より7件減少した。
また、通勤災害該当の災害として認定された件数は55件で、前年度と比べて2件増加した。

第4表 通勤災害受理件数及び処理状況

(単位：件)

年度	前年度からの繰越 (A)	受理件数 (B)	計 (A+B)	処理状況 (認定件数)		取下げ	翌年度への繰越
				該当	非該当		
25	8	50	58	40	1	1	16
26	16	52	68	46	0	3	19
27	19	53	72	53	0	4	15
28	14	59	73	53	2	3	15
29	17	52	69	55	2	3	9

3 公務災害の認定状況

① 認定件数

平成29年度に公務上の災害と認定した件数379件の内訳は、負傷が365件、疾病が14件、負傷や疾病によらない死亡が0件となっている。このうち負傷の災害発生状況をみると、「通常の職務遂行中の負傷」が196件を占め、次いで「出張中又は赴任の期間中の負傷」102件、「臨時に割り当てられた職務遂行中の負傷」57件等の順になっている。

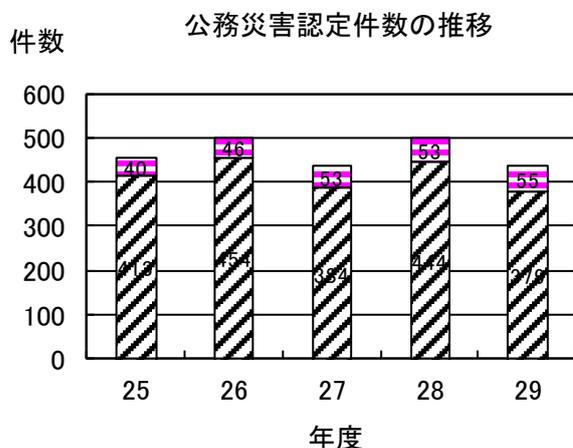
なお、平成29年度の災害発生率は職員千人当たり8.2件であり、全国8.7件と同程度となっている。

第5表 公務災害の認定件数及び災害発生率

(単位：件、%)

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
認定件数	413(3)	454	384(1)	444	379
うち負傷件数	406(1)	442	374(1)	431	365
うち疾病件数	6(1)	12	10	13	14
うち負傷や疾病によらない死亡件数	1(1)	0	0	0	0
災害発生率	7.9	8.7	7.4	8.5	8.2

(注) () 内は死亡件数で内数。



公務災害・負傷 (H29年度365件) の発生状況

(単位：件、%)

災害発生時の態様	件数	割合
通常の職務遂行中	196	53.7
臨時に割り当てられた職務遂行中	57	15.6
合理的行為中	1	0.3
出張中又は赴任中の期間中	102	27.9
出退勤途上 (公務通勤)	7	1.9
レクレーション参加中	1	0.3
設備の不完全又は管理上の不注意	0	0.0
その他	1	0.3
合計	365	100.0

□ 公務災害 ■ 通勤災害

《参考》全国の公務災害の認定状況

(単位：件、%)

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
認 定 件 数	25,542	25,312	24,833	25,358	26,211
災害発生率	8.7	8.6	8.4	8.5	8.7

② 団体別認定件数

公務上の災害と認定した件数を団体別にみると、県253件（66.8%）、市106件（28.0%）、町10件（2.6%）、一部事務組合10件（2.6%）となっている。

これを災害発生率で見ると、職員千人当たり県9.3件、市6.8件、町5.3件、一部事務組合5.5件であり、全体では8.2件となっている。

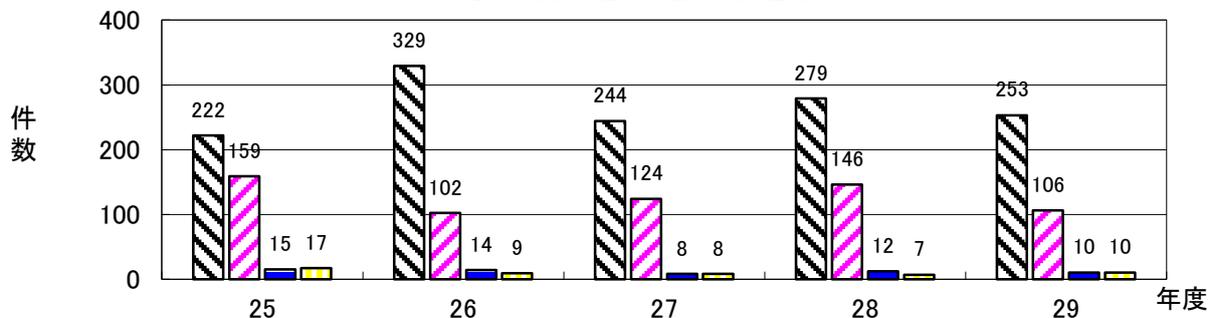
なお、県の任命権者別の認定件数は、県教育委員会が88件、県警本部が107件、知事部局等が58件である。

第6表 団体別公務災害認定件数及び災害発生率

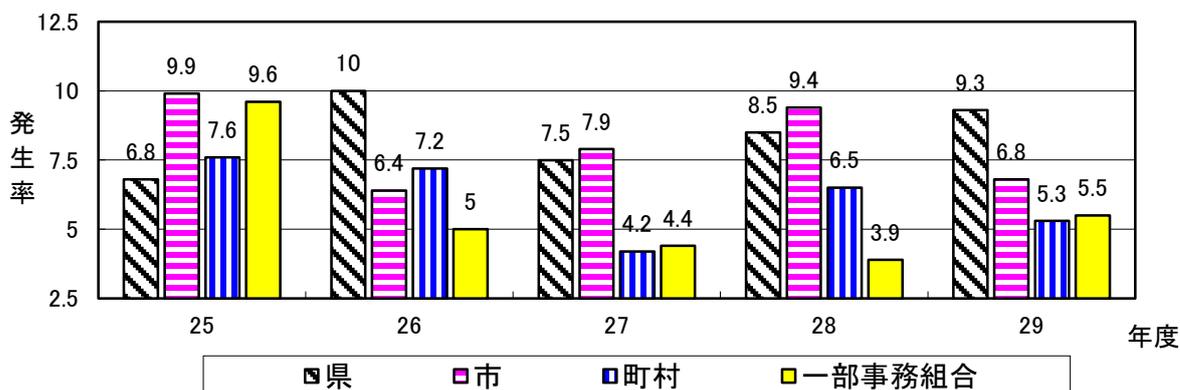
(単位：件、%)

団 体 名	認定件数					職員千人当たり災害発生率				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
県	222	329	244	279	253	6.8	10.0	7.5	8.5	9.3
市	159	102	124	146	106	9.9	6.4	7.9	9.4	6.8
町	15	14	8	12	10	7.6	7.2	4.2	6.5	5.3
一部事務組合	17	9	8	7	10	9.6	5.0	4.4	3.9	5.5
合 計	413	454	384	444	379	7.9	8.7	7.4	8.5	8.2

団体別公務災害認定件数推移



団体別公務災害発生率の推移



③ 職種別認定件数

公務災害の認定件数を職種別にみると、件数が多いのは、その他の職員137件（36.1%）、警察職員107件（28.2%）、義務教育学校職員63件（16.6%）、その他教育職員34件（9.0%）の順となっている。

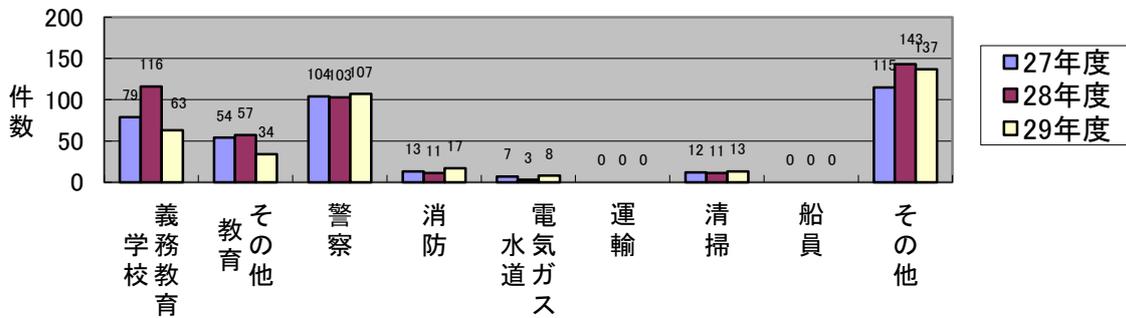
また、災害発生率では、清掃事業職員が千人当たり27.7件と最も高く、次いで警察職員18.8件、電気、ガス、水道事業職員8.1件、消防職員7.4件、その他の職員7.1件、義務教育学校職員5.8件、その他教育職員4.9件となっている。

第7表 職種別認定件数及び災害発生率

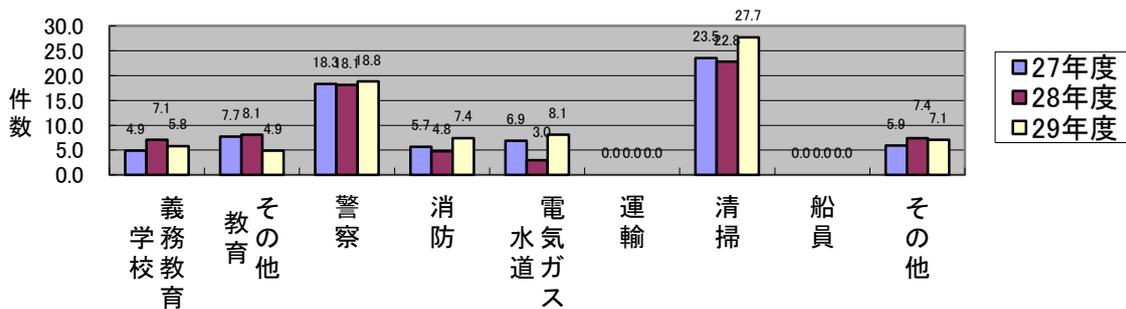
(単位：件、%)

職 種	認定件数					職員千人当たり災害発生率					29年度 全 国 災 害 発 生 率
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
義務教育学校職員	67	124	79	116	63	4.1	7.6	4.9	7.1	5.8	6.9
その他教育職員	39	62	54	57	34	5.4	8.7	7.7	8.1	4.9	7.6
警 察 職 員	100	120	104	103	107	17.7	21.2	18.3	18.1	18.8	20.7
消 防 職 員	25	15	13	11	17	11.1	6.6	5.7	4.8	7.4	8.2
電気、ガス、水道事業職員	8	2	7	3	8	7.2	1.9	6.9	3.0	8.1	4.2
運 輸 事 業 職 員	1	0	0	0	0	-	-	-	-	-	6.8
清 掃 事 業 職 員	16	13	12	11	13	28.2	24.3	23.5	22.8	27.7	23.0
船 員	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.9
そ の 他 の 職 員	157	118	115	143	137	8.1	6.1	5.9	7.4	7.1	7.3
計	413	454	384	444	379	7.9	8.7	7.4	8.5	8.2	8.7

職種別公務災害認定件数の推移



職種別災害発生率の推移



4 通勤災害の認定状況

平成29年度に通勤災害該当と認定した55件のうち出勤途上の災害が33件、退勤途上の災害が22件であった。

事故発生時の通勤形態をみると、「自転車利用」が21件と最も多く、次いで、「その他」14件、「自動車・バイク利用」10件、「徒歩」9件、「公共交通機関利用」1件の順となっている。

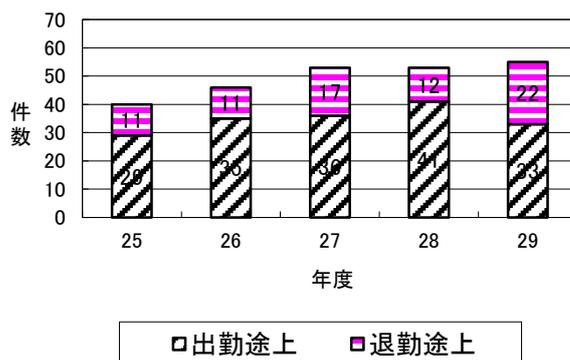
なお、相手方がある事故は24件である。

第8表 通勤災害の認定件数及び災害発生率

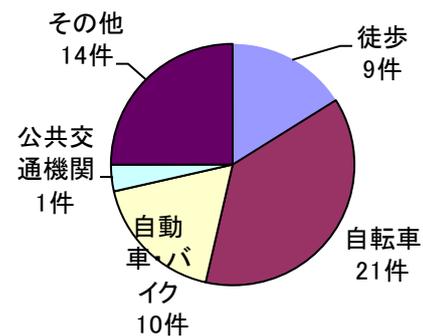
(単位:件、%)

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
認定件数	40	46	53	53	55	
出・退勤 途上	出勤途上	29	35	36	41	33
	退勤途上	11	11	17	12	22
職員千人当たり災害発生率	0.8	0.9	1.0	1.0	1.2	

通勤災害認定件数の推移



事故発生時の通勤形態
(平成29年度)



《参考》全国の通勤災害の認定状況

(単位:件、%)

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
認定件数	2,880	3,003	2,847	2,804	3,146
災害発生率	1.0	1.0	1.0	0.9	1.0

5 公務災害・通勤災害に係る災害補償費等の状況

① 公務災害・通勤災害別の状況

平成29年度に支出した災害補償費等（公務災害及び通勤災害の補償費の合計額に福祉事業費を加えたもの。以下同じ。）は、約4億5千6百万円で、うち公務災害分が約3億7千5百万円、通勤災害分が約8千百万円となっている。

第9表 災害補償費等の公務災害・通勤災害別の状況

（単位：千円）

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
公務災害	524,787	444,284	444,328	430,684	374,831
通勤災害	78,689	76,607	79,736	87,850	80,941
合 計	603,476	520,891	524,064	518,534	455,772

② 補償等の種類別の状況

平成29年度の災害補償費等は、前年度に比べ、補償費で約3千7百万円減少し、福祉事業費で約2千6百万円減少し、合計で約6千3百万円減少している。

災害補償費等を種類別にみると、前年度に比べ、療養補償が増加する一方、障害補償、福祉事業費、遺族補償、介護補償は減少している。

構成比としては、遺族補償（39.2%）、療養補償（28.7%）、障害補償（18.3%）、福祉事業（13.7%）の順となっている。

第10表 災害補償費等の種類別の状況

（単位：千円、%）

補 償 の 種 類	28年度		29年度			前年度比較		
	件数	金額	件数	金額	構成比 (金額)	対前年比 (金額)	対前年 増減額	
療 養 補 償	500	125,679	523	130,931	28.7	104.2	5,252	
休 業 補 償					0.0		△ 0	
介 護 補 償	1	837			0.0	0.0	837	
傷 病 補 償 年 金					0.0		△ 0	
障 害 補 償	年金	31	70,818	30	68,382	15.0	96.6	△ 2,436
	一時金	14	44,163	6	15,017	3.3	34.0	△ 29,146
	小計	45	114,981	36	83,399	18.3	72.5	△ 31,582
遺 族 補 償	年金	81	188,493	78	178,847	39.2	94.9	9,646
	一時金					0.0		△ 0
	小計	81	188,493	78	178,847	39.2	94.9	9,646
葬 祭 補 償					0.0		△ 0	
補 償 費 合 計	627	429,990	637	393,177	86.3	91.4	△ 36,813	
福 祉 事 業 費	171	88,544	142	62,595	13.7	70.7	△ 25,949	
合 計	798	518,534	779	455,772	100.0	87.9	62,762	

（注1）補償件数は、当該年度に認定した事案のほか、過年度に認定した事案に対する補償実施件数も含み、また、通常一つの災害に対して複数回にわたり治療が行われ、その都度支払ったものを計上するため、認定件数より多い（次表及び第11表においても同じ）。

（注2）金額、構成比は端数を四捨五入しているため、合計額と合わない場合がある。

《参考》全国の災害補償費等の状況

全国の災害補償費等の状況を見ると、公務災害が約 221 億 5 千万円、通勤災害が約 45 億 3 千万円、合計で約 266 億 8 千万円となっている。

種類別の状況は、次のとおりである。

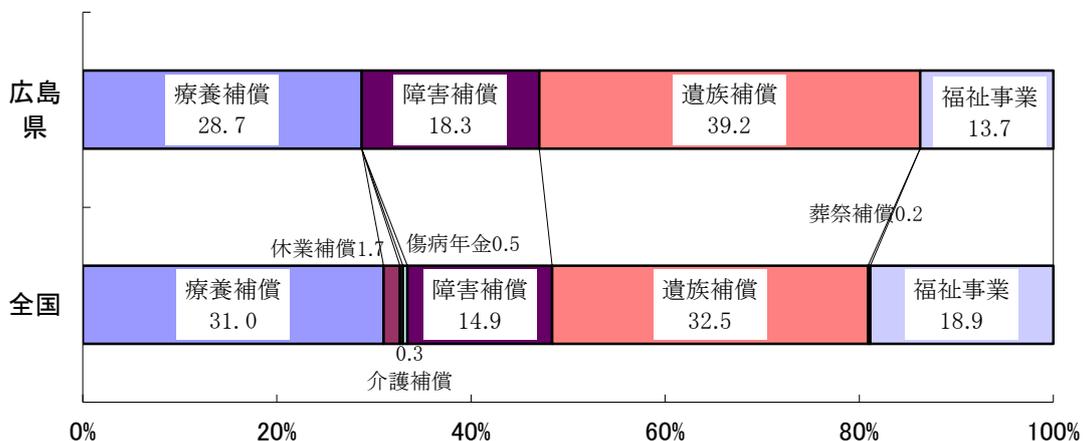
全国の災害補償費等の種類別の状況

(単位：千円、%)

補償の種類	28年度		29年度			前年度比較		
	件数	金額	件数	金額	構成比 (金額)	対前年比 (金額)	対前年 増減額	
療養補償	32,817	7,638,648	34,261	8,266,746	31.0	108.2	△ 628,098	
休業補償	1,366	560,126	1,216	452,019	1.7	80.7	△ 8,107	
介護補償	120	80,515	119	72,285	0.3	89.8	8,230	
傷病補償年金	32	121,077	31	131,819	0.5	108.9	△ 10,742	
障害補償	年金	1,227	3,175,460	1,248	3,146,617	11.8	99.1	28,843
	一時金	316	731,546	323	826,601	3.1	113.0	95,055
	小計	1,543	3,907,006	1,571	3,973,218	14.9	101.7	△ 66,212
遺族補償	年金	3,342	8,667,707	3,371	8,539,117	32.0	98.5	128,590
	一時金	5	66,739	13	143,611	0.5	215.2	△ 76,872
	小計	3,347	8,734,446	3,384	8,682,728	32.5	99.4	51,718
葬祭補償	46	47,037	57	56,010	0.2	119.1	8,973	
障害補償年金差額一時金	0	0	2	12,761	0.0		12,761	
補償費合計	39,271	21,088,855	40,641	21,647,586	81.1	102.6	558,731	
福祉事業費	7,991	4,897,876	7,931	5,033,810	18.9	102.8	135,934	
合計	47,262	25,986,731	48,572	26,681,396	100.0	102.7	694,665	

(注) 金額、構成比は端数を四捨五入しているため、合計額と合わない場合がある。

災害補償費等の構成比(平成29年度)



職種別・団体別の状況

平成29年度の災害補償費等の合計に占める構成比を職種別にみると、警察職員28.1%（前年度は28.1%）、その他の職員25.5%（前年度は25.9%）、義務教育学校職員18.3%（前年度は23.1%）、その他教育職員12.7%（前年度は8.9%）、消防職員9.1%（前年度は8.8%）の順となっている。

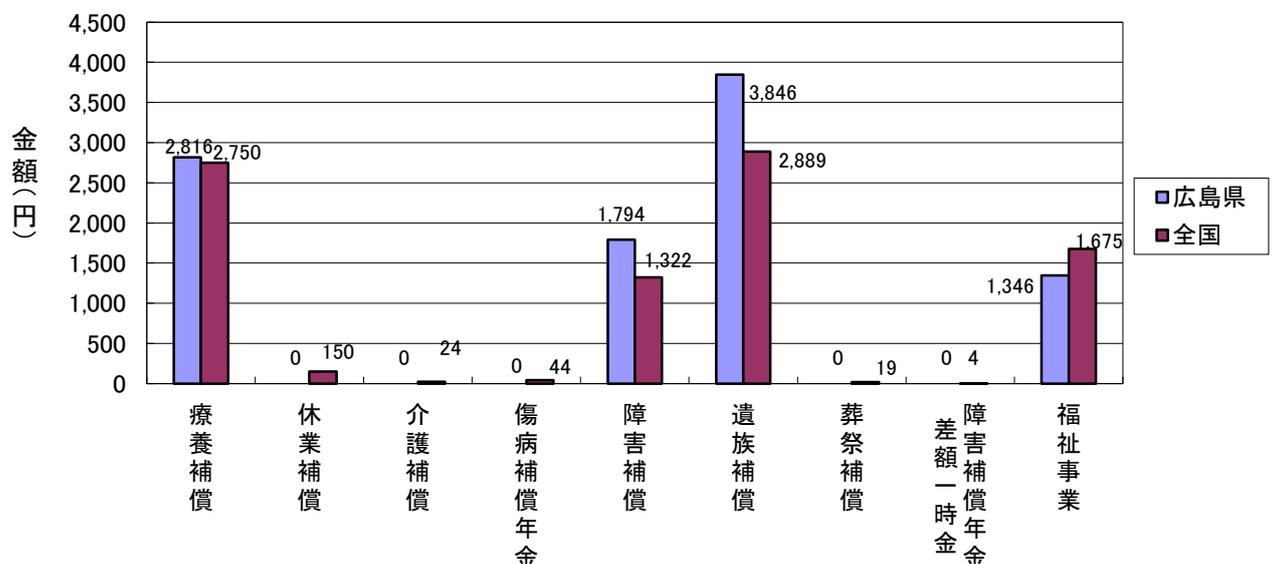
また、団体別にみると、県（66.0%）、市（25.2%）、町（5.9%）、一部事務組合等（2.9%）の順となっている。

第11表 災害補償費等の職種別・団体別の状況

（単位：千円、%）

職 種	28年度		29年度			1件当たりの補償費等
	件数	金額	件数	金額	構成比	
義務教育学校職員	174	119,737	131	83,449	18.3	637
その他教育職員	94	46,223	99	58,077	12.7	587
警察職員	196	145,476	203	128,047	28.1	631
消防職員	45	45,850	47	41,495	9.1	883
水道事業職員	14	12,352	16	16,768	3.7	1,048
運輸事業職員	2	3,490	2	3,490	0.8	1,745
清掃事業職員	22	11,288	21	8,175	1.8	389
船員	0	0	0	0	0	0
その他職員	251	134,118	260	116,271	25.5	447
合計	798	518,534	779	455,772	100.0	585
県	499	345,245	510	300,865	66.0	590
市	241	119,019	218	114,789	25.2	527
町村	37	39,632	33	26,867	5.9	814
一部事務組合	21	14,638	18	13,251	2.9	736
合計	798	518,534	779	455,772	100.0	585

所属職員1人当たりの補償金額の比較（平成29年度）



6 負担金の状況

平成 29 年度における広島県支部の負担金の合計は、約 4 億 4 千百万円で、前年度に比べて約 2 百万円減少している。また、負担金に対する災害補償費等の割合は 1.03 となっており、全国の割合 0.96 を上回っている。

平成 29 年度の全国の負担金は約 277 億 5 千万円で、負担金の額が災害補償費等の額を約 10 億 7 千万円上回っている。

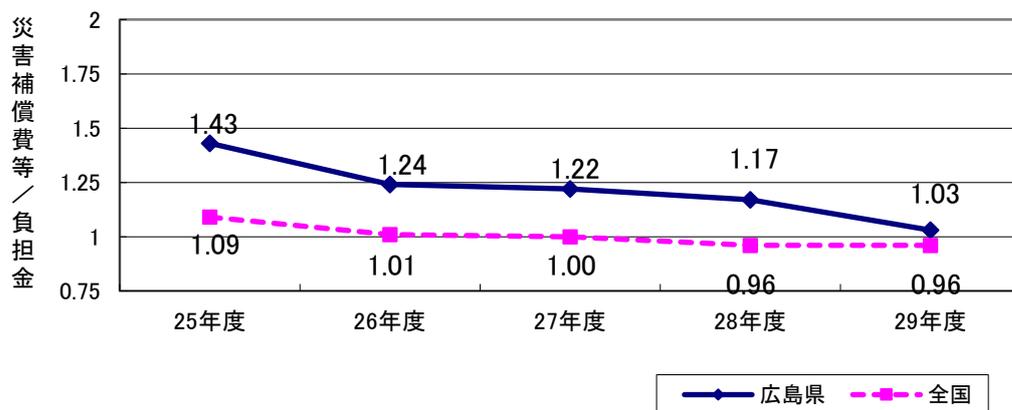
第12表 負担金に対する災害補償費等の割合

(単位：千円)

区 分		26年度	27年度	28年度	29年度
広島県	負 担 金 (A)	418,776	430,417	442,606	441,198
	災害補償費等 (B)	520,891	524,064	518,534	455,772
	(B/A)	1.24	1.22	1.17	1.03
全 国	負 担 金 (A)	26,708,335	26,791,114	26,972,744	27,752,436
	災害補償費等 (B)	26,908,199	26,759,703	25,986,731	26,681,396
	(B/A)	1.01	1.00	0.96	0.96

(注) 各年度の確定負担金による。

負担金額に対する災害補償費等の支出額の割合

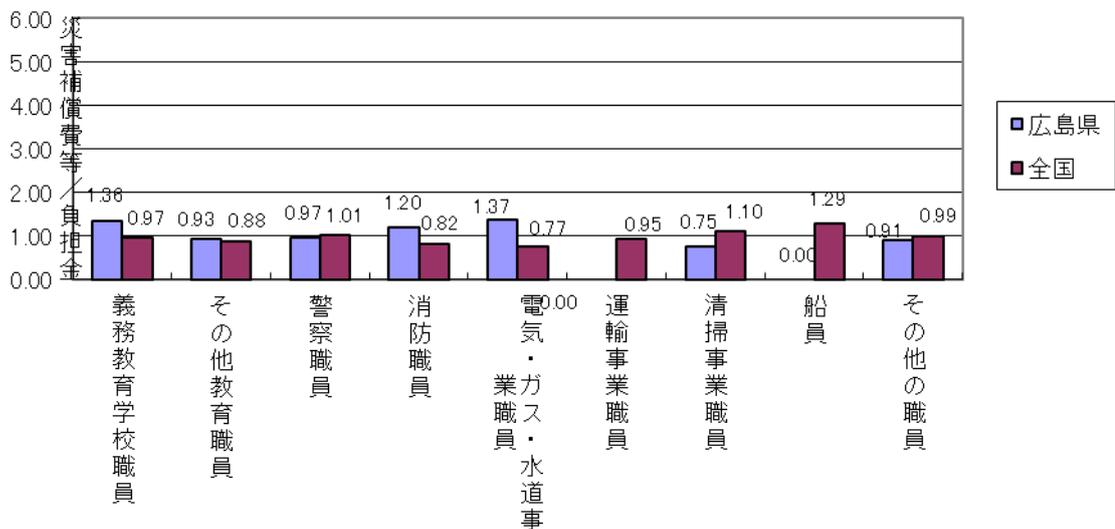


第 13 表 職種別・団体別の災害補償費等及び負担金の状況

(単位：千円)

区 分	28年度			29年度			29年度 全国の 割 合
	補償費等	負担金	割 合	補償費等	負担金	割 合	
	(A)	(B)	(A/B)	(A)	(B)	(A/B)	
義務教育学校職員	119,737	71,348	1.68	83,449	61,423	1.36	0.97
その他教育職員	46,223	59,688	0.77	58,077	62,138	0.93	0.88
警察職員	145,476	124,266	1.17	128,047	131,666	0.97	1.01
消防職員	45,850	29,543	1.55	41,495	34,655	1.20	0.82
電気・ガス・水道 事業職員	12,352	10,732	1.15	16,768	12,259	1.37	0.77
運輸事業職員	3,490	0	0.00	3,490	0	0.00	0.95
清掃事業職員	11,288	11,292	1.00	8,175	10,942	0.75	1.10
船 員	0	280	0.00	0	224	0.00	1.29
その他の職員	134,118	135,457	0.99	116,271	127,891	0.91	0.99
合 計	518,534	442,606	1.17	455,772	441,198	1.03	0.96
県	345,245	284,501	1.21	300,865	281,741	1.07	—
市	119,019	125,589	0.95	114,789	124,711	0.92	—
町	39,632	13,750	2.88	26,867	13,873	1.94	—
一部事務組合等	14,638	18,766	0.78	13,251	20,873	0.63	—
合 計	518,534	442,606	1.17	455,772	441,198	1.03	—

なお、負担金額に対する災害補償費等支出額の割合を職種別にみると、電気・ガス・水道事業職員 (1.37)、義務教育学校職員 (1.36)、消防職員 (1.20) の順となっている。



7 審査請求の状況

平成29年度は、公務外認定処分3件について、支部審査会に対して審査請求がなされた。

また、平成29年度中に支部審査会が行った裁決は、2件である。

第14表 年度別審査請求の処理状況

(単位：件)

年度	受理	取下げ	裁 決					次年度 繰越件数
			却下	棄却	取消	一部取消	計	
S44～H6	39(10)	2(2)		15(4)	10(4)		25(8)	12
7	1(1)	1		3			3	9(1)
8	11(3)	1		4	2		6	13(4)
9	5			12(3)	1(1)		13(4)	5
10	2			4	1		5	2
11	3(1)			2	1		3	2(1)
12	2			1			1	3(1)
13	3			4(1)			4(1)	2
14	1			1	1		2	1
15	3			2			2	2
16	6(2)	1		1	1		2	5(2)
17	5(2)	1		7(4)			7(4)	2
18	11(1)			4(1)	2		6(1)	7
19	2(1)			5	1	1	7	2(1)
20	7	1		3(1)			3(1)	5
21	3			5	1		6	2
22	3			3			3	2
23	2(1)			2			2	2(1)
24	4			5(1)			5(1)	1
25	3	1		2			2	1
26	1(1)							2(1)
27	3			5(1)			5(1)	0
28	3			1			1	2
29	3(1)			3			3	2(1)
合計	126(24)	8(2)		94(16)	21(5)	1	116(21)	—

※ () 内の件数は死亡事案で内数。

付表1 公務災害 団体別・職種別認定件数（平成29年度）

（単位：件）

団体名	職 種										過去の発生件数		
	義務教育 学校職員	その他 教育職員	警察職員	消防職員	電気・ガス・ 水道事業職員	運輸事業 職 員	清掃事業 職 員	船員	その他の 職 員	合計	28年度	27年度	26年度
広島県	63	25	107						58	253	224	214	256
広島市(県費職員)										0	55	30	73
呉市		1		1	3		9		2	16	9	13	12
竹原市										0	3	2	0
三原市		1							1	2	8	3	4
尾道市				5	1		1		8	15	23	11	16
福山市		3			4		3		39	49	75	61	47
府中市									1	1	5	5	4
三次市		1							2	3	5	5	3
庄原市		1							3	4	4	1	1
大竹市									1	1	3	3	3
東広島市		1		2					5	8	6	9	4
廿日市市				4					1	5	2	6	6
安芸高田市									1	1	3	3	1
江田島市									1	1	0	2	1
【市 計】	0	8	0	12	8	0	13	0	65	106	146	124	102
府中町									1	1	1	1	4
海田町										0	2	0	2
熊野町										0	0	1	1
坂町										0	0	0	0
安芸太田町									3	3	5	2	0
北広島町									2	2	2	1	4
大崎上島町									1	1	1	2	2
世羅町									2	2	1	0	0
神石高原町									1	1	0	1	1
【町 計】	0	0	0	0	0	0	0	0	10	10	12	8	14
福山地区消防組合				3						3	2	4	3
備北地区消防組合				2						2	2	2	1
世羅中央病院企業団									1	1	1	0	0
甲世衛生組合										0	0	0	0
広島中央環境衛生組合										0	0	0	0
広島県後期高齢者広域連合									1	1	0	0	0
府中市民病院機構									2	2	1	1	4
県立広島大学		1								1	1	1	1
【一部事務組合等計】	0	1	0	5	0	0	0	0	4	10	7	8	9
合 計	63	34	107	17	8	0	13	0	137	379	444	384	454

付表2 通勤災害 団体別・職種別認定件数（平成29年度）

（単位：件）

団体名	職 種										過去の発生件数		
	義務教育 学校職員	その他 教育職員	警察職員	消防職員	電気・ガス・ 水道事業職員	運輸事業 職 員	清掃事業 職 員	船員	その他の 職 員	合計	28年度	27年度	26年度
広島県	2	5	6						9	22	27	26	20
広島市(県費職員)										0	4	2	5
呉市									5	5	6	5	2
三原市									1	1	0	2	2
尾道市		1							5	6	4	0	4
福山市					1				7	8	7	9	6
府中市									1	1	1	1	0
三次市									1	1	0	0	1
庄原市					1				2	3	0	0	1
大竹市									2	2	0	0	2
東広島市									1	1	1	0	1
廿日市市									1	1	0	0	2
安芸高田市										0	0	1	0
江田島市									1	1	0	0	0
【市 計】	0	1	0	0	2	0	0	0	27	30	19	18	21
府中町										0	1	1	0
海田町									1	1	0	2	0
世羅町									1	1	0	0	0
【町 計】	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	1	3	0
福山地区消防組合										0	1	0	0
備北地区消防組合										0	0	1	0
世羅中央病院企業団										0	0	1	0
宮島競艇施行組合										0	1	0	0
広島県後期高齢者広域連合									1	1	0	0	0
府中市民病院機構										0	0	1	0
県立広島大学										0	0	1	0
【一部事務組合等計】	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	4	0
合 計	2	6	6	0	2	0	0	0	39	55	53	53	46

※ 追加・再発の認定は、件数に含まれていない。
 ※ 付表1、2とも、団体名は被災時の所属団体を表す。

【 凡 例 】

1 職種の区分

職種区分については昭和42年9月20日自治省告示第150号において次のように定められており、本誌では②の「義務教育学校職員以外の教育職員」について、「その他教育職員」と表記する。

① 義務教育学校職員

公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の職員であって、市町村立学校職員給与負担法第1条に掲げるもの

注) 市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)

第1条 市(特別区を含む。)町村立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師、学校栄養職員及び事務職員の給料、扶養手当……は、都道府県の負担とする。

② 義務教育学校職員以外の教育職員

義務教育学校職員以外の公立学校の職員並びに教育委員会及びその所管に属する教育機関(公立学校を除く。)の職員

③ 警察職員

都道府県警察の職員(国家公務員である職員を除く。)

④ 消防職員

消防本部及び消防署の職員並びに常勤の消防団員

⑤ 電気、ガス、水道事業職員

電気、ガス、水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業に従事する職員

⑥ 運輸事業職員

鉄道、軌道、索道、航空機、自動車、軽車両又は船舶による旅客又は貨物の運送事業その他貨物取扱事業に従事する職員

⑦ 清掃事業職員

清掃事業に従事する職員

⑧ 船員

船員法第1条に規定する船員である職員

⑨ その他の職員

前各号に掲げる職員以外のすべての職員

2 災害発生率

災害発生率とは、職員1,000人当たりの公務(通勤)災害認定件数である。

★ 本冊子の認定件数は、新規で認定された公務災害及び通勤災害の件数であり、初発傷病の後に新たな傷病が追加されたり、いったん治癒後に再発したりした場合の災害の認定は件数に含まれていません。